

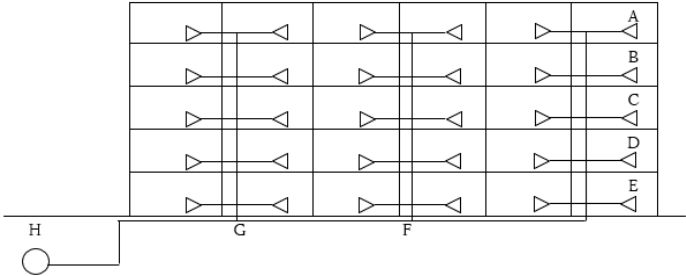
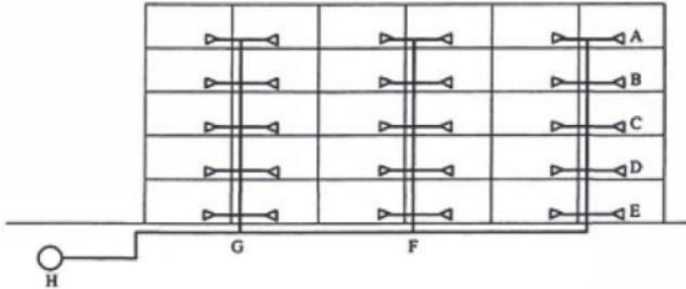
奈良県広域水道企業団給水装置工事施行基準 新旧対照表（案）

現行	改正後
第1章 総則 1. 4 給水装置工事の種類 <解説> - 給水装置工事とは1. 2で解説したように<u>新設、改造、修繕及び撤去</u>の工事をいいます。 - 工事を行う場合は条例において「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。」（条例第4条 給水装置工事の申込み）と規定されており企業団へ申込み、承認されなければならない。 - 給水本管の具体例 ハイツ等集合住宅への引き込み - 道路内に当該道路と平行に布設（設置）されている給水本管については、その所有権を企業団に譲渡した（移管を受けた）場合は、配水管となる。<u>（位置指定道路に縦断埋設された水道管の取り扱い 第7章 7-1）</u> 第3章 給水装置の基本計画 3. 3 給水方式の決定	第1章 総則 1. 4 給水装置工事の種類 <解説> - 給水装置工事とは1. 2で解説したように<u>新設、改造、修繕及び撤去</u>の工事をいいます。 - 工事を行う場合は条例において「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。」（条例第4条 給水装置工事の申込み）と規定されており企業団へ申込み、承認されなければならない。 - 給水本管の具体例 ハイツ等集合住宅への引き込み - 道路内に当該道路と平行に布設（設置）されている給水本管については、その所有権を企業団に譲渡した（移管を受けた）場合は、配水管となる。 第3章 給水装置の基本計画 3. 3 給水方式の決定

現行	改正後
<解説> 一戸建て住宅（3．5給水管の口径の決定2による）を除く企業団の給水方式は以下のフロー図で判断する。 給水形態の選定フロー ※1 一時に多量の水を使用するものや、使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。 ※2 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質の取扱い、製造、加工又は貯蔵を行う施設等、逆流によって配水管の水質を汚染する恐れのある場合	<解説> 一戸建て住宅（3．5給水管の口径の決定2による）を除く企業団の給水方式は以下のフロー図で判断する。 給水形態の選定フロー

現行	改正後
<u>※3 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合</u> <u>※4 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合</u> <u>※5 その他管理者が必要と認めた場合</u> 1 略 2 略 (1) 受水槽の設置基準 需要者が必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、給水形態の選定フローから受水槽式となる施設と第8章8-16 直結直圧給水における誓約書提出により直結式給水が可能なものを表3.3.2に<u>示</u>します。 表3.3.2 受水槽式となる施設	1 略 2 略 (1) 受水槽の設置基準 需要者が必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、給水形態の選定フローから受水槽式となる施設と第8章8-16 直結直圧給水における誓約書提出により直結式給水が可能なものを表3.3.2に<u>例</u>示します。<u>なお、表3.3.2の「直圧式が可能となる条件」によらない場合であっても、第8章8-16 直結直圧給水における誓約書を提出のうえ、事前協議の結果、地域の配水条件等を満たし、給水上支障がないと認められる場合は、直結直圧給水を可能とする。</u> 表3.3.2 受水槽式となる施設

現行			改正後																																																																																																											
<table><tr><th>受水槽式となる施設</th><th>理由</th><th>直圧式が可能になる条件（誓約書提出）</th></tr><tr><td>宿泊施設（ホテル・旅館）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>大型商業施設（百貨店・デパート）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>イベントホール</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>入浴施設（サウナ・大衆浴場）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>プール</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>学校</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>病院</td><td>※1</td><td>透析、入院、手術室のないもの。</td></tr><tr><td>福祉施設 <u>※注1</u></td><td>※1</td><td><u>宿泊が無。メーターφ40mm以下。ディサービス。</u></td></tr><tr><td>毒物・劇物・薬品等取り扱う施設 <u>※注2</u></td><td>※2</td><td></td></tr><tr><td>ガソリンスタンド</td><td>※2</td><td>油類が配管に浸透するおそれのないもの</td></tr><tr><td>幼稚園・保育園</td><td>※3</td><td>避難施設以外。</td></tr><tr><td>スーパーマーケット</td><td>※4</td><td>食品加工無。メーターφ25mm以下。</td></tr><tr><td>飲食店</td><td>※4</td><td>メーターφ40mm以下。</td></tr><tr><td>コインランドリー</td><td>※4</td><td>メーターφ25mm以下。</td></tr><tr><td>避難施設</td><td>※4</td><td></td></tr><tr><td>直圧・増圧式基準外</td><td>※5</td><td></td></tr><tr><td>その他※1～※4に該当すると判断されるもの。</td><td>※5</td><td></td></tr></table>	受水槽式となる施設	理由	直圧式が可能になる条件（誓約書提出）	宿泊施設（ホテル・旅館）	※1		大型商業施設（百貨店・デパート）	※1		イベントホール	※1		入浴施設（サウナ・大衆浴場）	※1		プール	※1		学校	※1		病院	※1	透析、入院、手術室のないもの。	福祉施設 <u>※注1</u>	※1	<u>宿泊が無。メーターφ40mm以下。ディサービス。</u>	毒物・劇物・薬品等取り扱う施設 <u>※注2</u>	※2		ガソリンスタンド	※2	油類が配管に浸透するおそれのないもの	幼稚園・保育園	※3	避難施設以外。	スーパーマーケット	※4	食品加工無。メーターφ25mm以下。	飲食店	※4	メーターφ40mm以下。	コインランドリー	※4	メーターφ25mm以下。	避難施設	※4		直圧・増圧式基準外	※5		その他※1～※4に該当すると判断されるもの。	※5			<table><tr><th>受水槽式となる施設</th><th>理由</th><th>直圧式が可能になる条件（誓約書提出）</th></tr><tr><td>宿泊施設（ホテル・旅館）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>大型商業施設（百貨店・デパート）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>イベントホール</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>入浴施設（サウナ・大衆浴場）</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>プール</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>学校</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>病院・<u>診療所</u></td><td>※1</td><td><u>透析設備・入院設備・手術室のいずれも有しないもの。</u></td></tr><tr><td>福祉施設</td><td>※1</td><td><u>宿泊機能を有しないディサービス等で、メーターφ40mm以下。</u></td></tr><tr><td>毒物・劇物・薬品等取り扱う施設</td><td>※2</td><td></td></tr><tr><td>ガソリンスタンド</td><td>※2</td><td>油類が配管に浸透するおそれのないもの</td></tr><tr><td>幼稚園・保育園</td><td>※3</td><td>避難施設以外。</td></tr><tr><td>スーパーマーケット</td><td>※4</td><td><u>食品加工を行わないもの又はメーターφ25mm以下。</u></td></tr><tr><td>飲食店</td><td>※4</td><td>メーターφ40mm以下。</td></tr><tr><td>コインランドリー</td><td>※4</td><td>メーターφ25mm以下。</td></tr><tr><td>避難施設</td><td>※4</td><td></td></tr><tr><td>直圧・増圧式基準外</td><td>※5</td><td></td></tr><tr><td>その他※1～※4に該当すると判断されるもの。</td><td>※5</td><td></td></tr></table>	受水槽式となる施設	理由	直圧式が可能になる条件（誓約書提出）	宿泊施設（ホテル・旅館）	※1		大型商業施設（百貨店・デパート）	※1		イベントホール	※1		入浴施設（サウナ・大衆浴場）	※1		プール	※1		学校	※1		病院・ <u>診療所</u>	※1	<u>透析設備・入院設備・手術室のいずれも有しないもの。</u>	福祉施設	※1	<u>宿泊機能を有しないディサービス等で、メーターφ40mm以下。</u>	毒物・劇物・薬品等取り扱う施設	※2		ガソリンスタンド	※2	油類が配管に浸透するおそれのないもの	幼稚園・保育園	※3	避難施設以外。	スーパーマーケット	※4	<u>食品加工を行わないもの又はメーターφ25mm以下。</u>	飲食店	※4	メーターφ40mm以下。	コインランドリー	※4	メーターφ25mm以下。	避難施設	※4		直圧・増圧式基準外	※5		その他※1～※4に該当すると判断されるもの。	※5	
受水槽式となる施設	理由	直圧式が可能になる条件（誓約書提出）																																																																																																												
宿泊施設（ホテル・旅館）	※1																																																																																																													
大型商業施設（百貨店・デパート）	※1																																																																																																													
イベントホール	※1																																																																																																													
入浴施設（サウナ・大衆浴場）	※1																																																																																																													
プール	※1																																																																																																													
学校	※1																																																																																																													
病院	※1	透析、入院、手術室のないもの。																																																																																																												
福祉施設 <u>※注1</u>	※1	<u>宿泊が無。メーターφ40mm以下。ディサービス。</u>																																																																																																												
毒物・劇物・薬品等取り扱う施設 <u>※注2</u>	※2																																																																																																													
ガソリンスタンド	※2	油類が配管に浸透するおそれのないもの																																																																																																												
幼稚園・保育園	※3	避難施設以外。																																																																																																												
スーパーマーケット	※4	食品加工無。メーターφ25mm以下。																																																																																																												
飲食店	※4	メーターφ40mm以下。																																																																																																												
コインランドリー	※4	メーターφ25mm以下。																																																																																																												
避難施設	※4																																																																																																													
直圧・増圧式基準外	※5																																																																																																													
その他※1～※4に該当すると判断されるもの。	※5																																																																																																													
受水槽式となる施設	理由	直圧式が可能になる条件（誓約書提出）																																																																																																												
宿泊施設（ホテル・旅館）	※1																																																																																																													
大型商業施設（百貨店・デパート）	※1																																																																																																													
イベントホール	※1																																																																																																													
入浴施設（サウナ・大衆浴場）	※1																																																																																																													
プール	※1																																																																																																													
学校	※1																																																																																																													
病院・ <u>診療所</u>	※1	<u>透析設備・入院設備・手術室のいずれも有しないもの。</u>																																																																																																												
福祉施設	※1	<u>宿泊機能を有しないディサービス等で、メーターφ40mm以下。</u>																																																																																																												
毒物・劇物・薬品等取り扱う施設	※2																																																																																																													
ガソリンスタンド	※2	油類が配管に浸透するおそれのないもの																																																																																																												
幼稚園・保育園	※3	避難施設以外。																																																																																																												
スーパーマーケット	※4	<u>食品加工を行わないもの又はメーターφ25mm以下。</u>																																																																																																												
飲食店	※4	メーターφ40mm以下。																																																																																																												
コインランドリー	※4	メーターφ25mm以下。																																																																																																												
避難施設	※4																																																																																																													
直圧・増圧式基準外	※5																																																																																																													
その他※1～※4に該当すると判断されるもの。	※5																																																																																																													
※注1 <u>福祉施設（養護老人ホーム、サービス付高齢者住宅）</u> ※注2 <u>毒物・劇物・薬品等取り扱う施設（クリーニング、石油取扱、染色、メッキ、化学工場など）</u>			※1 <u>一時に多量の水を使用するものや、使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。</u> ※2 <u>クリーニング、石油取扱、染色、メッキ、化学工場など、毒物・劇物・薬品等の製造、加工又は貯蔵を行う施設等、逆流によって配水管の水質を汚染する恐れのある場合</u>																																																																																																											

現行	改正後
3. 4 計画使用水量の決定  図3.4.2 建物概要図（水道施設設計指針(20<u>12</u>年度版）発行：日本水道協会より） 表3.4.10 算定方法及び算出諸元 （水道施設設計指針(20<u>12</u>年度版）発行：_____日本水道協会より）	<u>※3 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合</u> <u>※4 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合</u> <u>※5 その他管理者が必要と認めた場合</u> 3. 4 計画使用水量の決定  図3.4.2 建物概要図（水道施設設計指針(20<u>24</u>年度版）発行：<u>(公社)</u> 日本水道協会より） 表3.4.10 算定方法及び算出諸元 （水道施設設計指針(20<u>24</u>年度版）発行：<u>(公社)</u> 日本水道協会より）

現行	改正後
表 3. 4. 11 同時使用水量の算出結果 (水道施設設計指針(2012年度版) 発行：_____日本水道協会より) 3. 5 給水管の口径の決定 1 略 2 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、水道メーター口径等を算出すること。 なお、企業団ではメーター口径φ25mmまでの一般家庭においては栓数により決定するものとする。(表 3. 5. 3)	表 3. 4. 11 同時使用水量の算出結果 (水道施設設計指針(2024年度版) 発行：(公社) 日本水道協会より) 3. 5 給水管の口径の決定 1 略 2 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、水道メーター口径等を算出すること。 なお、企業団ではメーター口径φ25mmまでの一般家庭においては栓数により決定するものとする。(表 3. 5. 4)

現行

3 略

<解説>

ウエストン公式による給水管の流量図を示せば、図3.5.2 のとおりである。

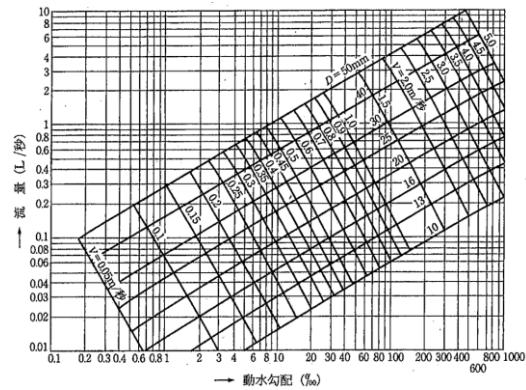


図3.5.2 ウェストン公式流量図

(水道施設設計指針(2012年度版) 発行：_____日本水道協会より)

改正後

3 略

<解説>

ウエストン公式による給水管の流量図を示せば、図3.5.2 のとおりである。

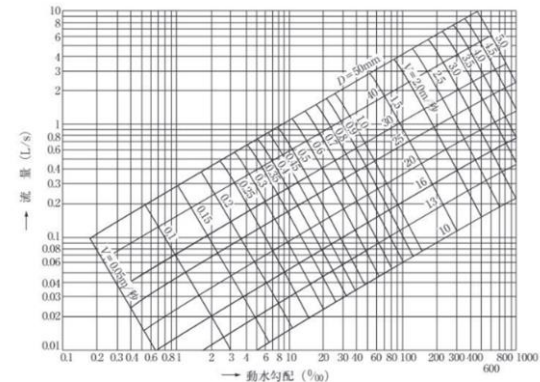


図3.5.2 ウェストン公式流量図

(水道施設設計指針(2024年度版) 発行：(公社)日本水道協会より)

現行

ヘーゼン・ウィリアムス公式による給水管の流量図及び表を示せば、図3.5.3及び表3.5.2のとおりである。

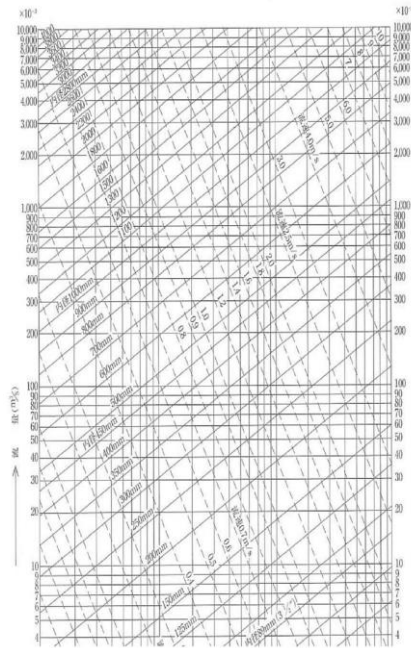


図3.5.3 ヘーゼン・ウィリアムス公式による給水管の流量図
(水道施設設計指針(2012年度版)発行: 日本水道協会より)

改正後

ヘーゼン・ウィリアムス公式による給水管の流量図及び表を示せば、図3.5.3及び表3.5.2のとおりである。

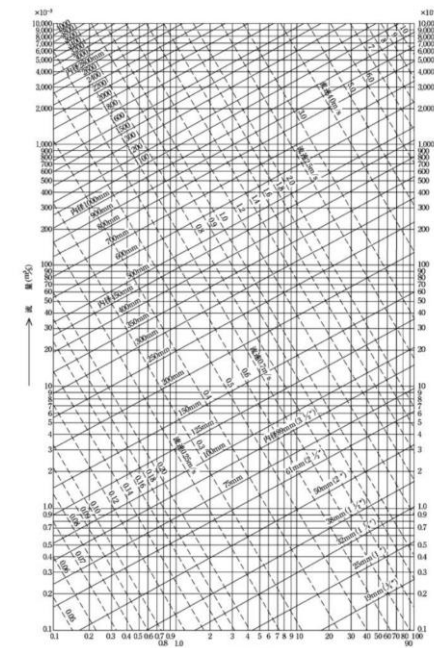


図3.5. による給水管の流量図
(水道施設設計指針(2024年度版)発行: (公社)日本水道協会より)

現行

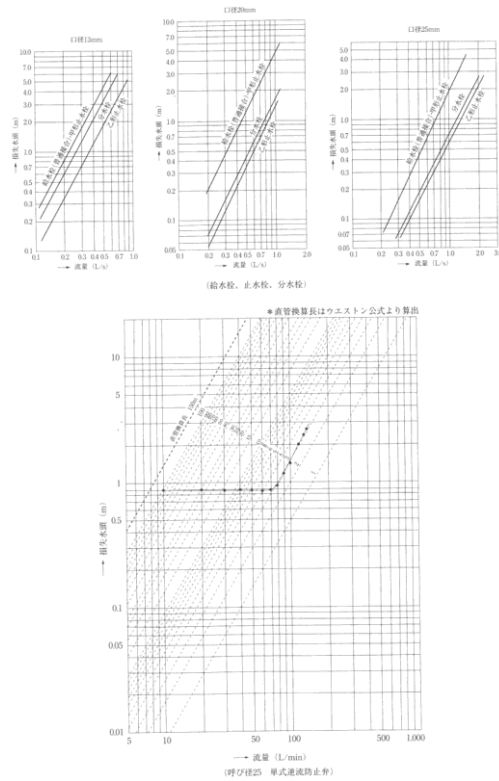


図 3.5.4 水栓類の損失水頭例（給水栓、止水栓、分水栓、呼び径25 単式逆流防止弁）

（水道施設設計指針(2012年度版) 発行：日本水道協会より）

改正後

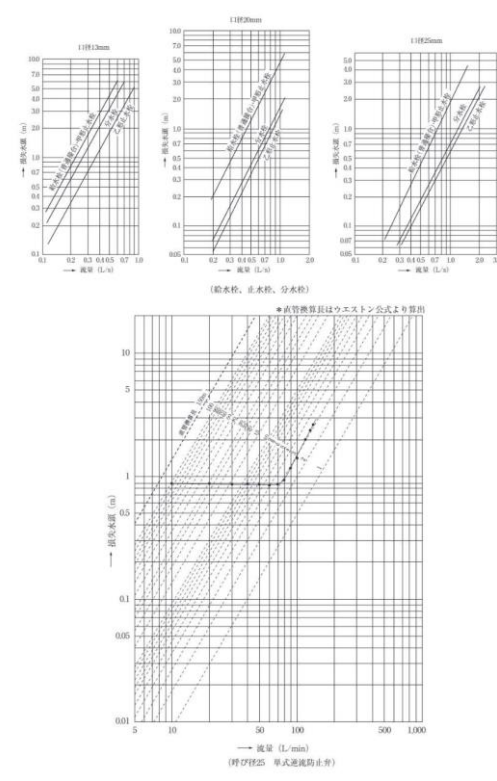


図 3.5.4 水栓類の損失水頭例（給水栓、止水栓、分水栓、呼び径25 単式逆流防止弁）

（水道施設設計指針(2024年度版) 発行：(公社)日本水道協会より）

現行

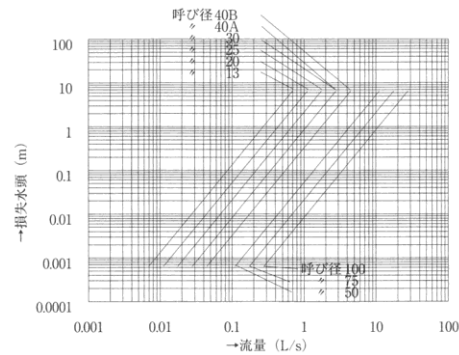


図 3.5.5 メーターの損失水頭例

(水道施設設計指針(2012年度版) 発行: 日本水道協会より)

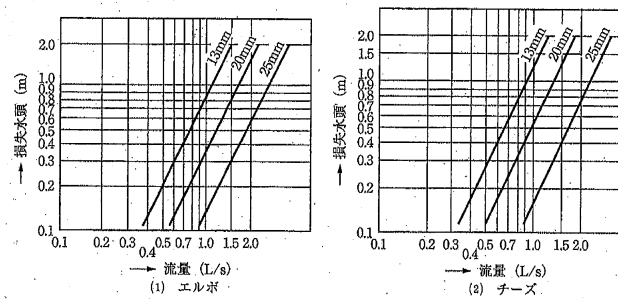


図 3.5.6 管継手部による損失水頭例

(水道施設設計指針(2012年度版) 発行: 日本水道協会より)

改正後

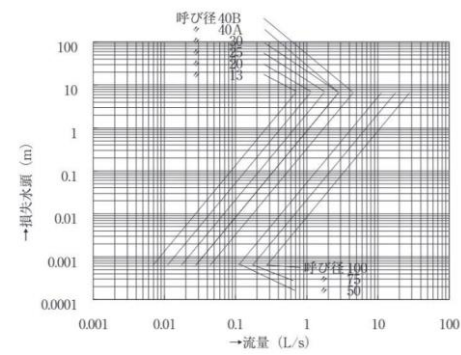


図 3.5.5 メーターの損失水頭例

(水道施設設計指針(2024年度版) 発行: (公社) 日本水道協会より)

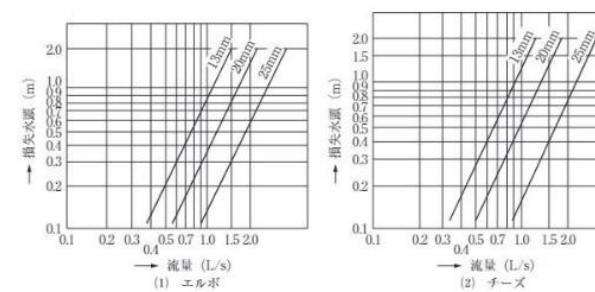


図 3.5.6 管継手部による損失水頭例

(水道施設設計指針(2024年度版) 発行: (公社) 日本水道協会より)

現行	改正後
3. 7 給水装置工事の事前協議 ＜解説＞ 1 略 2 受水槽式から直結直圧式へ切替える場合は第7章 7-4「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に準じて事前協議<u>して下さい。</u>（健水発第0905002号 平成17年9月5日 厚生労働省通知） 3 略 4（1） 目的 平成19年6月に消防法施行令等が一部改正され、小規模社会福祉施設においてスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、更に平成26年10月に消防法施行令の一部が改正され基準面積1,000m²未満の防火対象施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められること<u>になりました。</u> 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けるため第7章 7-8「水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要領」に準じて事前協議を<u>してください。</u> （2）住宅用スプリンクラー設備 水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配	3. 7 給水装置工事の事前協議 ＜解説＞ 1 略 2 受水槽式から直結直圧式へ切替える場合は第7章 7-4「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に準じて事前協議<u>を行うこと。</u>（健水発第0905002号 平成17年9月5日 厚生労働省通知） 3 略 4（1） 略 平成19年6月に消防法施行令等が一部改正され、小規模社会福祉施設においてスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、更に平成26年10月に消防法施行令の一部が改正され基準面積1,000m²未満の防火対象施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められること<u>となった。</u> 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けるため第7章 7-8「水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要領」に準じて事前協議を<u>行うこと。</u> （2）住宅用スプリンクラー設備 水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係

現行	改正後
慮事項については平成3年9月27日付衛水第228号各都道府県水道行政担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知を参考とする。（水道施設設計指針(20<u>12</u>年度版） 発行： <u> </u> 日本水道協会より） 3. 8 給水申込の申請手続き及び設計審査 <解説> 1 （1）企業長への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計、施工及び申込みを委任する。 「指定工事業者は、設計審査を受けるため給水装置工事申込書に、<u>下記</u>表3.8.1に掲げる書類を添付し、企業長に申し込みしなければならない。 （2） （略） （3）前項第2号の場合において、企業長が必要と認めたときは受水槽以下の給水設備の設計図を提出しなければならない 給水装置工事、<u>上水道給水工事</u>の申込時に必要な図書は表3.8.1のとおりである。	る配慮事項については平成3年9月27日付衛水第228号各都道府県水道行政担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知を参考とする。（水道施設設計指針(20<u>24</u>年度版） 発行： <u>(公社)</u> 日本水道協会より） 3. 8 給水申込の申請手続き及び設計審査 <解説> 1 （1）企業長への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計、施工及び申込みを委任する。 「指定工事業者は、設計審査を受けるため給水装置工事申込書に、 <u> </u>表3.8.1に掲げる書類を添付し、企業長に申し込みなければならない。 （2） （略） （3）前項第2号の場合において、企業長が必要と認めたときは受水槽以下の給水設備の設計図を提出しなければならない 給水装置工事 <u>(給水本管工事を含む)</u> の申込時に必要な図書は表3.8.1のとおりである。

現行

表 3. 8. 1

申 込 時 に 必 要 な 書 類		
No	図 書 名	備 考
ア	給水及び給水装置工事申込書【8-1】	必須
イ	誓約書・利害関係人同意書（土地掘削占用・支管分岐・水質変化を及ぼした時） 【8-2】	〃
ウ	給水装置工事使用材料【8-3】	〃
エ	（付近見取図・平面図・立面図・断面図）設計・竣工【8-4】又は【8-5】	〃
オ	利害関係同意書（土地掘削占用）【8-6】	必要に応じ
カ	利害関係同意書（支管分岐）【8-7】	〃
キ	受水槽の構造図及び受水槽以降の設計図面（受水槽詳細図含む）	〃
ク	水理計算書	〃
コ	給水申請取り下げについて（申請後メーター出庫前までに限る）【8-13】	〃
サ	井戸水等からの配管を利用し、上水道への切替に係る誓約書【8-15】	〃
シ	3・4 階直結直圧給水事前協議申請書、3・4 階直結直圧給水事前協議回答書（写し）・3・4 階直結直圧給水誓約書【要綱】	〃
ス	直結直圧給水における誓約書（飲食店等、受水槽条件に当てはまるが直結直圧給水申込みを行う場合）【8-16】	〃
セ	受水槽式給水設備から直接給水方式への切替誓約書（其他要綱に準ずる必要証明書等）【要綱】	〃
ソ	水道直結式スプリンクラー設備誓約書・水道直結式スプリンクラー設備緊急時連絡先【要綱】	〃
タ	消火用受水槽設備誓約書【8-18】・消火用受水槽設備緊急連絡先【8-19】	〃

ア. 申込み誓約書

- ・給水装置工事に起因して自己又は第三者に損害を与え、又苦情等があった場合は、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の迷惑をかけません。
- ・給水装置に改造、増設、撤去が必要な場合改めて申込みを行います。

改正後

表 3. 8. 1

申 込 時 に 必 要 な 書 類		
No	図 書 名	備 考
ア	給水及び給水装置工事申込書【8-1】	必須
イ	誓約書 【8-2】	〃
ウ	給水装置工事使用材料【8-3】	〃
エ	（付近見取図・平面図・立面図・断面図）設計・竣工【8-4】又は【8-5】	〃
オ	利害関係同意書（土地掘削占用）【8-6】	必要に応じ
カ	利害関係同意書（支管分岐）【8-7】	〃
キ	受水槽の構造図及び受水槽以降の設計図面（受水槽詳細図含む）	〃
ク	水理計算書	〃
コ	給水申請取り下げについて（申請後メーター出庫前までに限る）【8-13】	〃
サ	井戸水等からの配管を利用し、上水道への切替に係る誓約書【8-15】	〃
シ	3・4 階直結直圧給水事前協議申請書、3・4 階直結直圧給水事前協議回答書（写し）・3・4 階直結直圧給水誓約書【要綱】	〃
ス	直結直圧給水における誓約書（飲食店等、受水槽条件に当てはまるが直結直圧給水申込みを行う場合）【8-16】	〃
セ	受水槽式給水設備から直接給水方式への切替誓約書（其他要綱に準ずる必要証明書等）【要綱】	〃
ソ	水道直結式スプリンクラー設備誓約書・水道直結式スプリンクラー設備緊急時連絡先【要綱】	〃
タ	消火用受水槽設備誓約書【8-18】・消火用受水槽設備緊急連絡先【8-19】	〃

ア. 申込み誓約書

- ・給水装置工事に起因して自己又は第三者に損害を与え、又苦情等があった場合は、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の迷惑をおかけしません。
- ・給水装置に改造、増設、撤去が必要な場合改めて申込みを行います。

現行	改正後
・配水管の改良、移設、統合、漏水修理、その他の理由により企業団の施工する工事で給水装置の引込替え等が必要な場合の施工承諾。 ・メーターは、公道側に近接する敷地内の柵外で入口付近に設置し、メーターの設置場所に、点検及び修理・取替作業を妨害するような物件を置かない、又は工作物を設けません。 ・浄水器等による水質変化が生じた場合、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の迷惑を<u> </u>かけません。 2 「条例第4条に規定により承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて企業長の承認を受けなければならない。前条の申し込みを取り下げようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。」（施行規程第7条 給水装置工事の変更及び取下げ）と規定されており、給水装置工事について申請した内容に変更が<u>有れば「変更届」、</u>	・配水管の改良、移設、統合、漏水修理、その他の理由により企業団の施工する工事で給水装置の引込替え等が必要な場合の施工承諾<u>いたします。</u> ・<u>道路等を掘削する場合は、道路等の管理者の指示及び関係法規並びに各許可条件を順守して申込者において道路復旧いたします。また申込者において現場管理を行い、万一事故等トラブルが発生した場合は一切を処理致します。</u> ・メーターは、公道側に近接する敷地内の柵外で入口付近に設置し、メーターの設置場所に、点検及び修理・取替作業を妨害するような物件を置かない、又は工作物を設けません。 ・浄水器等による水質変化が生じた場合、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の迷惑を<u>お</u>かけしません。 ・<u>奈良県広域水道企業団事業の給水及び水道用給水供給事業の用水供給に関する条例を契約の内容とすることに合意し、加入金及び手数料についても、同条例第31条及び第32条各項に基づき、納入いたします。</u> 2 「条例第4条に規定により承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて企業長の承認を受けなければならない。前条の申し込みを取り下げようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。」（施行規程第7条 給水装置工事の変更及び取下げ）と規定されており、給水装置工事について申請した内容に変更が<u>生じた場合は、企業団へ変更の届出を行</u>

現行	改正後
<u>給水申請</u>について取り下げする場合は「給水申請の取り下げについて【８－１３】」の申請書をそれぞれ企業団へ申請するものとします。 メーター出庫後に工事取りやめとなった場合は、取下げすることはできず変更にて処理をする。既に納入済みの加入金及び手数料は条例第31条第4項及び第32条第2項に基づき還付しません。ただし、メーター出庫前の取下げ申請についてはこの限りではない。 3 事業者規程に「主任技術者は給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第６条に定める基準に適合していることを確認しなければならない。」（事業者規程第11条第１項３号 主任技術者の職務等）と規定されている。 基準適合の証明方法としては自己認証と第三者認証があり自己認証が基準適合性の証明方法の基本となる。（生活環境審議会水道部会 給水装置専門委員会報告 平成９年３月 規制緩和推進計画）これは消費者の製品選択の幅が広がること等を意図したものであるが製造業者は、基準に適合する製品を確実に製造し、自己認証又は第三者認証により基準適合性を証明しつつ、指定事業者等を通じて消費者に提供する役割を果たすことがこの仕組みの前提である。指定事業者は構造・材質基準に適合するように工事を行うことが求められる。<u>局</u>は指定事業者に基準適合性の証明を求めて給水装置が構造・材質基準に適合することを	<u>い、承認を受けるものとする。また、</u>給水申請について取り下げする場合は「給水申請の取り下げについて【８－１３】」の申請書をそれぞれ企業団へ申請するものとします。 メーター出庫後に工事取りやめとなった場合は、取下げすることはできず変更にて処理をする。既に納入済みの加入金及び手数料は条例第31条第4項及び第32条第2項に基づき還付しません。ただし、メーター出庫前の取下げ申請についてはこの限りではない。 3 事業者規程に「主任技術者は給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第６条に定める基準に適合していることを確認しなければならない。」（事業者規程第11条第１項３号 主任技術者の職務等）と規定されている。 基準適合の証明方法としては自己認証と第三者認証があり自己認証が基準適合性の証明方法の基本となる。（生活環境審議会水道部会 給水装置専門委員会報告 平成９年３月 規制緩和推進計画）これは消費者の製品選択の幅が広がること等を意図したものであるが製造業者は、基準に適合する製品を確実に製造し、自己認証又は第三者認証により基準適合性を証明しつつ、指定事業者等を通じて消費者に提供する役割を果たすことがこの仕組みの前提である。指定事業者は構造・材質基準に適合するように工事を行うことが求められる。<u>企業団</u>は指定事業者に基準適合性の証明を求めて給水装置が構造・材質基準に適合することを

現行	改正後
最終的に確認する。 4 加入金は企業長が定める時期に消費税等を加算した額を納入、手数料は申込みの際納入しなければならないこと、手数料は企業長が特別の理由があると認めたときは、申込み後納付できると規定されているが、加入金及び手数料の納付の確認をもって給水装置工事の施工<u>を承認します。</u> 5 道路等占用許可申請 3) 行政財産占用 国、県、市<u> </u>が所有する行政財産を占用する場合は行政財産使用許可の申請に必要な書類を各関係部署機関へ調査のうえ原則として申請者が各関係部署機関へ提出すること。(行政財産の性質が多種多様であるため、協議が必要な事例は協議すること) 4) 私道<u> </u>占用 私道<u> </u>占用の場合は私道掘削占用の同意書(底地の所有者)を提出 第4章 給水装置工事の施工 4. 1 工事の施行 <解説> (1) 「給水装置工事ごとに事業者規程第10条(主任技術者の選任	最終的に確認する。 4 加入金は企業長が定める時期に消費税等を加算した額を納入、手数料は申込みの際納入しなければならないこと、手数料は企業長が特別の理由があると認めたときは、申込み後納付できると規定されているが、加入金及び手数料の納付の確認をもって給水装置工事の施工<u>の承認を行う。</u> 5 道路等占用許可申請 3) 行政財産占用 国、県、市<u>町村等</u>が所有する行政財産を占用する場合は行政財産使用許可の申請に必要な書類を各関係部署機関へ調査のうえ原則として申請者が各関係部署機関へ提出すること。(行政財産の性質が多種多様であるため、協議が必要な事例は協議すること) 4) 私道<u>等の</u>占用 私道<u>等の</u>占用の場合は私道掘削占用の同意書(底地の所有者)を提出 第4章 給水装置工事の施工 4. 1 工事の施行 <解説> (1) 「給水装置工事ごとに事業者規程第10条(主任技術者の選任

現行	改正後
等) 第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して事業者規程第11条（主任技術者の職務等）第1項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。 ※ 主任技術者が行う職務として、事業者規程第11条第1項各号に以下のように規定<u>されています。</u>（以下略） 4. 2 企業長と連絡調整 <解説> 主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整、給水装置工事を完了した旨の連絡を行わなければならない。 ※ このことについて事業者規程に以下のように規定<u>されています。</u>（以下略） 4. 7 水道メーターの設置 <解説> 2 (1) (略) (2) 水道メーターは、需要者の使用水量の計量及び当該メーター先における漏水の発生を検知するため、その設置位置は、給水管分岐部に最も近接した敷地部分（道路等との境界より1m程	等) 第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して事業者規程第11条（主任技術者の職務等）第1項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。 ※ 主任技術者が行う職務として、事業者規程第11条第1項各号に以下のように規定<u>している。</u>（以下略） 4. 2 企業長と連絡調整 <解説> 主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整、給水装置工事を完了した旨の連絡を行わなければならない。 ※ このことについて事業者規程に以下のように規定<u>している。</u>（以下略） 4. 7 水道メーターの設置 <解説> 2 (1) (略) (2) 水道メーターは、需要者の使用水量の計量及び当該メーター先における漏水の発生を検知するため、その設置位置は、給水管分岐部に最も近接した敷地部分（道路等との境界より1m程度ま

現行	改正後
度までの位置)とし、検針及び取替作業等が容易な場所で、かつ汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けて選定する必要がある。 4. 8 受水槽及び高置水槽の設置 <解説> 1 受水槽の設置及び構造 (1) 1) 略 2) 受水槽には出入りが容易なマンホール(直径<u>系</u>60cm以上)が設けられるが、その取付けに当たっては、周囲より10cm以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易にできるよう、マンホールには足掛金物を取り付ける。その他、外部から有害なものが入らないよう密閉式、二重蓋等の構造とし、蓋は施錠できるものとする。(図4.8.5参照) また、受水槽に排水管(吐け口を間接排水とする。)を設けるほか、排水溝及び吸込みピットなどに向けて100分の1以上の勾配を付ける。(図4.8.6参照) (2) 略 (3) 1)～2) 略 3) 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オ	での位置)とし、検針及び取替作業等が容易な場所で、かつ汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けて選定する必要がある。<u>ただし、集合住宅その他これに類する建築物において、維持管理上その他合理的な理由があると認められる場合は、この限りでない。</u> 4. 8 受水槽及び高置水槽の設置 <解説> 1 受水槽の設置及び構造 (1) 1) 略 2) 受水槽には出入りが容易なマンホール(直径<u>径</u>60cm以上)が設けられるが、その取付けに当たっては、周囲より10cm以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易にできるよう、マンホールには足掛金物を取り付ける。その他、外部から有害なものが入らないよう密閉式、二重蓋等の構造とし、蓋は施錠できるものとする。(図4.8.5参照) また、受水槽に排水管(吐け口を間接排水とする。)を設けるほか、排水溝及び吸込みピットなどに向けて100分の1以上の勾配を付ける。(図4.8.6参照) (2) 略 (3) 1)～2) 略 3) 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、

現行

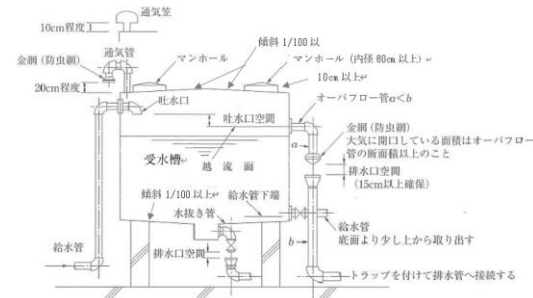
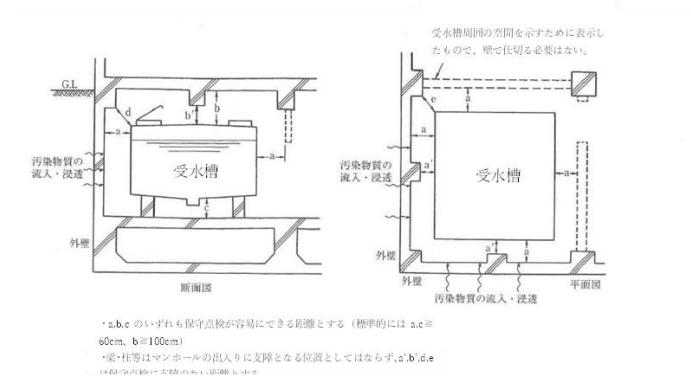


図 4. 8. 1 受水槽などにおける排水口空間等の例

(給配水設備技術基準・同解説2006年版 (財) 日本建築センター参考)



改正後

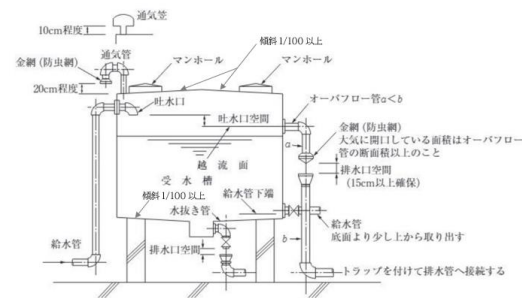
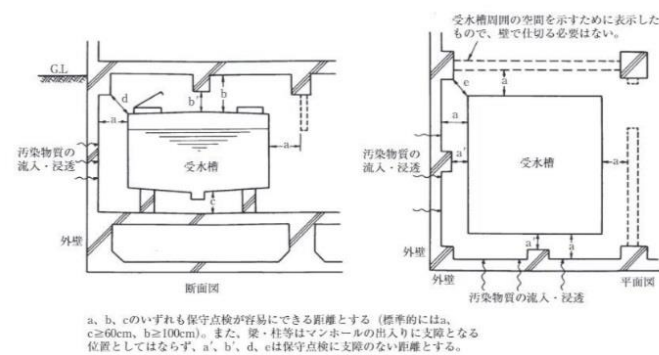
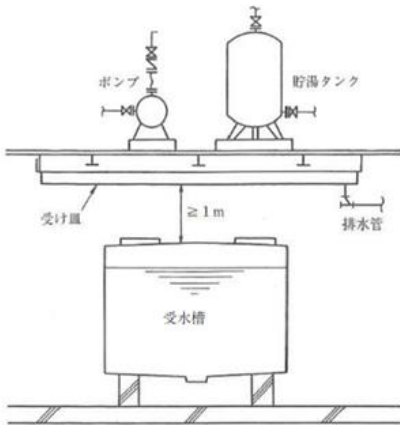
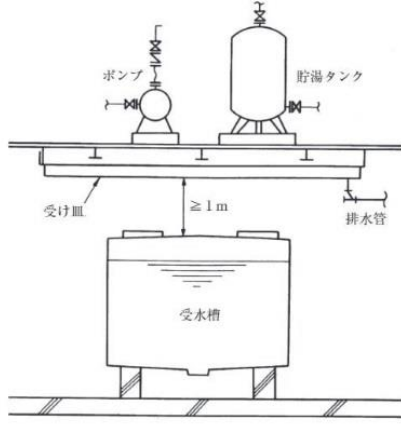
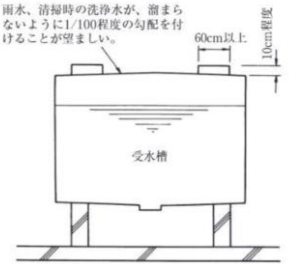
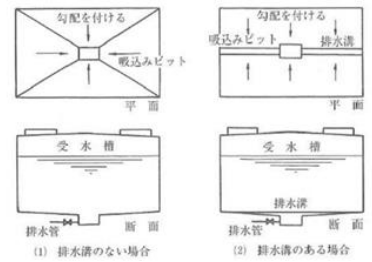
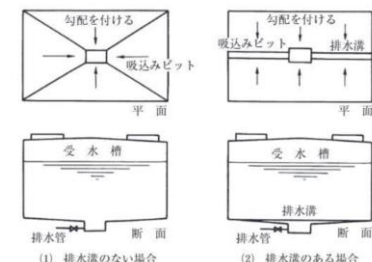


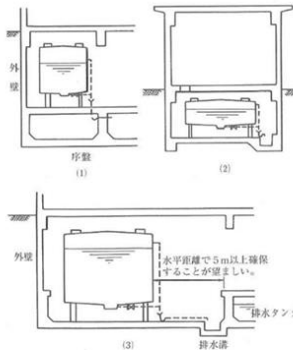
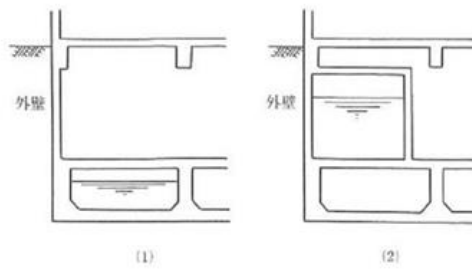
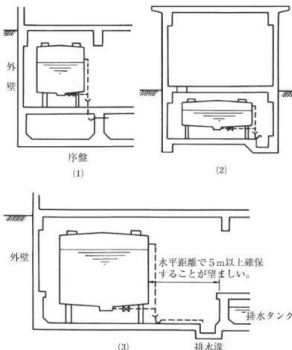
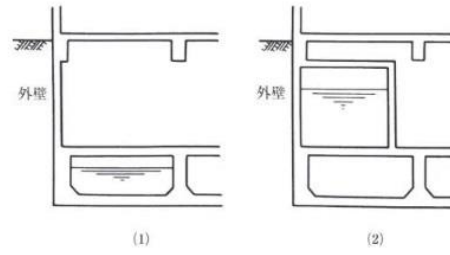
図 4. 8. 1 受水槽などにおける排水口空間等の例

(水道施設設計指針 (2024年度版) 発行：(公社) 日本水道協会参考)



現行	改正後
図4.8.2 受水槽設置位置の例 (水道施設設計指針(2012年度版)発行 _____ 日本水道協会) (図省略) 図4.8.3 衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設と受水槽の関係 (給配水設備技術基準・同解説2006年版(財)日本建築センター)  図4.8.4 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例(水道施設設計指針(2012年度版)発行 _____ 日本水道協会)	図4.8.2 受水槽設置位置の例 (水道施設設計指針(2024年度版)発行：(公社)日本水道協会) (図省略) 図4.8.3 衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設と受水槽の関係 (給排水設備技術基準・同解説2006年版(財)日本建築センター)  図4.8.4 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例(水道施設設計指針(2024年度版)発行：(公社)日本水道協会)

現行	改正後
	
図4.8.5 マンホールの取付け（水道施設設計指針（2012年度版）発行 _____ 日本水道協会） 	図4.8.5 マンホールの取付け（水道施設設計指針（2024年度版）発行：（公社）日本水道協会） 
図4.8.6 排水管取付けの一例 （給配水設備技術基準・同解説2006年版（財）日本建築センター）	図4.8.6 排水管取付けの一例 （水道施設設計指針（2024年度版）発行：（公社）日本水道協会）

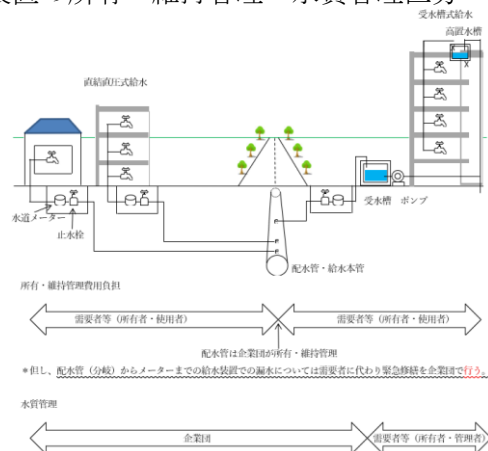
現行	改正後
 (1) (2) (3) 外壁 序壁 排水タンク 排水溝 水平距離で5m以上確保することが望ましい。 (1)、(2)及び(3)いずれの場合もオーバーフロー管、水抜き管、通気装置等を設けなければならない。 図4.8.7 規定に適合した受水槽などの構造例 (水道施設設計指針(2012年度版) 発行日 _____ 日本水道協会)  (1) (2) 外壁 排水タンク	 (1) (2) (3) 外壁 序壁 排水タンク 排水溝 水平距離で5m以上確保することが望ましい。 図4.8.7 規定に適合した受水槽などの構造例 (水道施設設計指針(2024年度版) 発行: (公社) 日本水道協会)  (1) (2) 外壁 排水タンク

現行	改正後
図4.8.8 規定に適合しない受水槽などの構造例 （水道施設設計指針（2012年度版）発行 <u> </u> 日本水道協会） 4.9 土工事等 4.9.1 土工事 <解説> 1～4 略 5 埋戻しは、次によらなければならない。 （1）道路内における埋戻しは、道路管理者の許可条件で、指定された土砂を用いて、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物周りの埋戻しに当たっては、埋設物の保護の観点から良質な土砂を用い入念に施工すること。 水道管の廻りは砂（洗い砂） <u>で管天から10cm</u> <u> </u>保護して埋め戻しすること。なお、再生コンクリート砂は使用しないこと。 （2）～（5） 略 6 略 （1）狭あい部の幅員は、ブロック塀等（基礎部分も含む。）の構造物による影響がない最も狭い場所で6090cm以上とすること。	図4.8.8 規定に適合しない受水槽などの構造例 （水道施設設計指針（2024年度版）発行 <u>：（公社）</u> 日本水道協会） 4.9 土工事等 4.9.1 土工事 <解説> 1～4 略 5 埋戻しは、次によらなければならない。 （1）道路内における埋戻しは、道路管理者の許可条件で、指定された土砂を用いて、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物周りの埋戻しに当たっては、埋設物の保護の観点から良質な土砂を用い入念に施工すること。 水道管の廻りは砂（洗い砂） <u>を用いて管の外面から全周にわたり10cm以上</u>保護して埋め戻しすること。なお、再生コンクリート砂は使用しないこと。 （2）～（5） 略 6 略 （1）狭あい部の幅員は、ブロック塀等（基礎部分も含む。）の構造物による影響がない最も狭い場所で <u> </u>90cm以上とすること。

現行

第6章 維持管理

給水装置の所有・維持管理・水質管理区分



第7章 要綱・要領

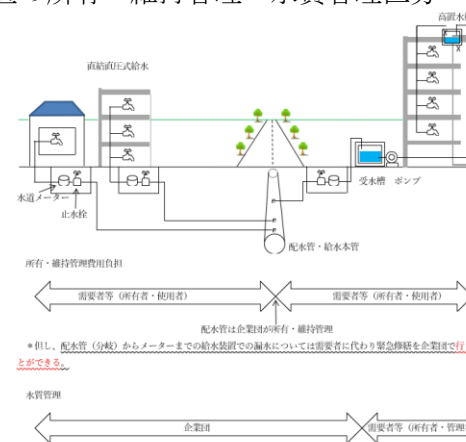
目次

- ・ 7-1 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱
- ・ 7-2 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員

改正後

第6章 維持管理

給水装置の所有・維持管理・水質管理区分



第7章 要綱・要領

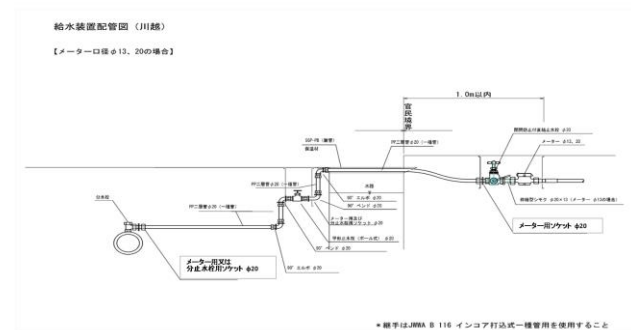
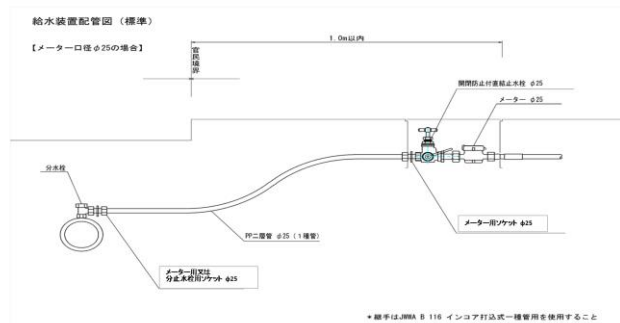
この基準の運用に必要な事項は、次に掲げる要綱による。

- ・ 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱
- ・ 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

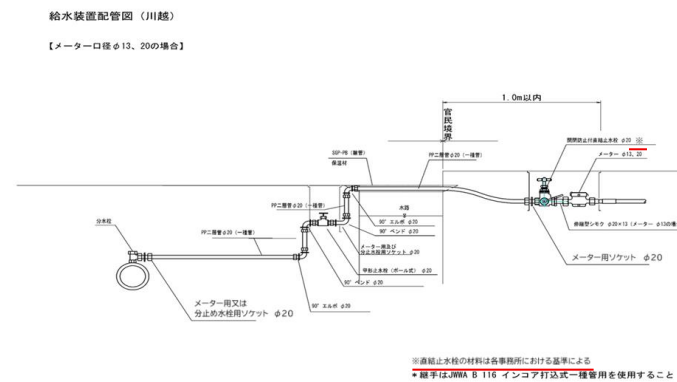
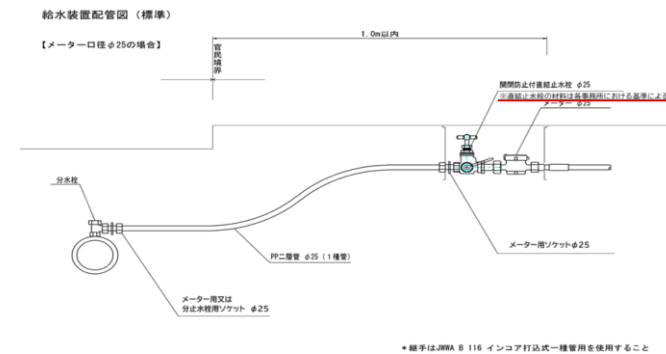
現行	改正後
<u>会要綱</u> ・7-3 <u>奈良県広域水道企業団道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱</u> ・7-4 <u>受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱</u> ・7-5 <u>3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱</u> ・7-6 <u>水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱</u> ・7-7 <u>私設消火栓の設置に関する要綱</u> <u>要綱7-1～7-7</u> 第8章 各種申請様式 8-2 誓約書・利害関係人同意書（土地掘削占用・支管分岐・水質変化を及ぼした時）	・<u>奈良県広域水道企業団水道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱</u> ・<u>受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱</u> ・<u>3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱</u> ・<u>水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱</u> ・<u>私設消火栓の設置に関する要綱</u> <u>なお、各要綱の本文は別に定めるものとし、本基準には掲載しない。</u> 削除 第8章 各種申請様式 8-2 誓約書・利害関係人同意書（土地掘削占用・支管分岐・水質変化を及ぼした時）
誓約書 1. 給水装置工事に起因して自己又は第三者に損害を与え、又苦情等があった場合は、すべて申込者において処理し、奈良県広域水道企業団に対して一切の連絡をおかけしません。 2. 給水装置に改修、撤去が必要な場合は、改めて給水装置工事の申込みを行います。 3. 配水管の移設・漏水修理・その他の理由によって奈良県広域水道企業団の施行する工事で給水装置の引込替え等が必要になったときは承諾いたします。 4. 道路等を掘削する場合は、道路等の管理者の指示及び関係法規並びに各許可条件を遵守して申込者において道路復旧をいたします。また申込者において既設管理を行い、万一事故等のトラブルが発生した場合は一切を処理致します。 5. 浄水器等による水質悪化が生じた場合、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の連絡をかけません。 6. 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例を契約の内容とすることに合意し、加入金及び手数料についても、同条例第31条及び第32条各項に基づき、納入いたします。 申込者 (自署又は押印) 住所 氏名 年 月 日	誓約書 1. 給水装置工事に起因して自己又は第三者に損害を与え、又苦情等があった場合は、すべて申込者において処理し、奈良県広域水道企業団に対して一切の連絡をおかけしません。 2. 給水装置に改修、撤去が必要な場合は、改めて給水装置工事の申込みを行います。 3. 配水管の移設・漏水修理・その他の理由によって奈良県広域水道企業団の施行する工事で給水装置の引込替え等が必要になったときは承諾いたします。 4. 道路等を掘削する場合は、道路等の管理者の指示及び関係法規並びに各許可条件を遵守して申込者において道路復旧をいたします。また申込者において既設管理を行い、万一事故等のトラブルが発生した場合は一切を処理致します。 5. <u>ポンプは、公道側に立接する敷地内の敷外で入日付近に設置し、ポンプの設置場所、点検及び修理、取替作業を妨害するような物件を置かない、又は工作物を設けません。</u> 6. 浄水器等による水質悪化が生じた場合、すべて申込者において処理し、企業団に対して一切の連絡をかけません。 7. 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例を契約の内容とすることに合意し、加入金及び手数料についても、同条例第31条及び第32条各項に基づき、納入いたします。 申込者 (自署又は押印) 住所 氏名 年 月 日

現行	改正後
8－6 利害関係人同意書（土地掘削占用） 利 害 関 係 人 同 意 書（土 地 掘 削 占 用） 年 月 日 所有者 住 所 土地 占有者 氏 名	8－6 利害関係人同意書（土地掘削占用） 利 害 関 係 人 同 意 書（土 地 掘 削 占 用） 給水及び給水装置工事申込書に基づき申込者が行う給水装置工事について、私所有の番地に、給水装置を設置することに同意しました。 今後、給水装置に関する一切の問題は、当方間で責任をもって解決いたします。また、奈良県広域水道企業団が施行する工事（修繕工事に起因する掘削等）につきましても同意いたします。なお、譲渡等により当該土地の所有権を移転する場合は、この同意内容を含め継承いたします。 年 月 日 所有者 住 所 土地 占有者 (自署又は押印) 氏 名
8－7 利害関係人同意書（支管分岐） 利 害 関 係 人 同 意 書（支 管 分 岐） 年 月 日 管所有者 住 所 氏 名	8－7 利害関係人同意書（支管分岐） 利 害 関 係 人 同 意 書（支 管 分 岐） 給水及び給水装置工事申込書に基づき申込者が行う給水装置工事について、私所有の給水管から分岐して給水装置を設置することに同意しました。 今後給水装置に関する一切の問題は、当方間で責任をもって処理いたします。 年 月 日 管所有者 住 所 (自署又は押印) 氏 名
8－8 給水装置工事（中間・竣工）検査届 検査方法 ☐企業団検査 ☐自己検査	8－8 給水装置工事（中間・竣工）検査届 検査方法 ☐企業団検査 ☐自己<u>主</u>検査

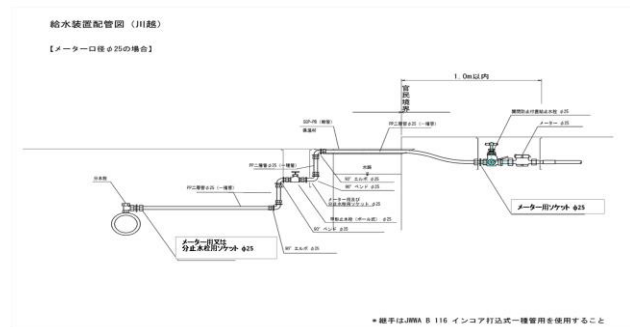
現行



改正後



現行



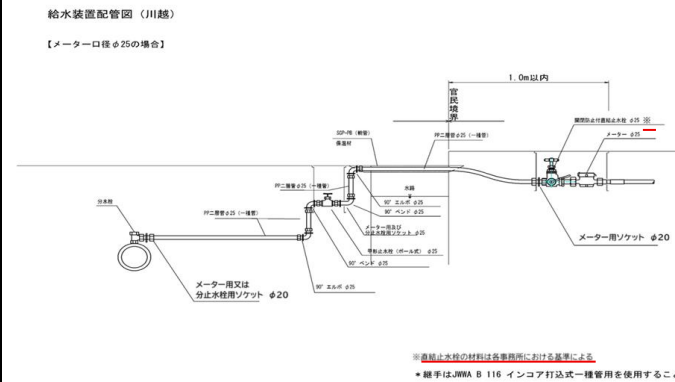
第 10 章 經過措置

10-4. 宅地造成等の開発に伴う給水本管（移管を受けたのち配水管となるもの）の配管等

〈解説〉

1. 宅地造成等の開発に伴う給水本管の布設について、設計積算基準仕様に記載以外のものは、統一基準の作成まで各事務所の基準による。基準仕様・分岐方法・口径決定・管種・仕切弁の位置・施工等の配管における詳細については各事務所へ問い合わせの上、施工すること。

改正後



第 10 章 經過措置

10-4. 宅地造成等の開発に伴う給水本管（移管を受けたのち配水管となるもの）の配管等

〈解説〉

1. 宅地造成等の開発に伴う給水本管の布設について、企業団の設計積算基準仕様（奈良県広域水道企業団基準仕様）に記載以外のものは、統一基準の作成まで各事務所の基準による。基準仕様・分岐方法・口径決定・管種・仕切弁の位置・施工等の配管における詳細については各事務所へ問い合わせの上、施工すること。

現行	改正後
1 0 - 8. 令和7年9月30日までの猶予期間（半年間の猶予期間） 1. 給水装置工事申込にかかる手続については、半年間の猶予期間を設け順次企業団基準に移行する。 〈解説〉 1. 給水装置工事申込様式は各事務所の様式を使用しても受理する。 2 階建ての戸建て住宅における自主検査についても順次企業団基準に移行する。 戸建て住宅以外の水理計算についても順次企業団基準に移行する。 2. 加入金及び道路占用許可等の申請については、例外なく企業団の基準とする。 1 0 - <u>9</u>. 給水管輻輳解消のための工事	1 0 - <u>8</u>. 給水管輻輳解消のための工事